

事務所便り

2021年5月号
2021年5月20日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

5月16日から今月末まで、全道一斉の緊急事態宣言が発令されました。外出自粛、時短等の制約下に置かれます。当面、厳しい時期が続きます。皆様、お気をつけてお過ごしください。

緊急事態宣言（全道一斉）について

公認会計士・税理士 鎌田 直善

先日の15日土曜日、金森倉庫街に予約商品の引取に出かけました。

倉庫街では観光客を乗せた人力車が一台、めいっぱい元気に観光案内をしながら走っていたものの、店内にも街路にも、観光客、地元民、数えるほどしかいません。

「明日からの休館が今日決まりましたので、今日来てくれてよかった」との店舗側のご挨拶に、「それは急なことで」くらいしか、かける言葉がありません。

函館は緊急事態宣言下には入るものの、今のところ、感染者は少ないまま推移しています。

従って、札幌市のような厳しい休業要請は出ていないのですが、ゴールデンウィークも終わり、開店休業より実際の休業を選択する、ということなのでしょう。

Covid19に関連して、昨年来、業種業態ごとに、また地域ごとに様々な支援金が設けられてきました。

「一時支援金」の申請期限は2週間程度延長になりましたが、申請ID発行は5月末迄です。

※一時支援金（METI/経済産業省）

「一時支援金」対象事業者には、4月以降も売上激減を前提に「月次支援金」も用意されることになりました。

※月次支援金（METI/経済産業省）

また、函館市単独事業としても、飲食店等に業種は限定されますが、20万円の支援金の申請受付期間中です。

※函館市事業継続臨時支援金について | [函館市 \(city.hakodate.hokkaido.jp\)](http://city.hakodate.hokkaido.jp)

今回の全道一斉の緊急事態宣言で、函館市も宣言地域に該当することになります。

北海道の要請を受けて、午後8時までの時短営業要請に従う中小飲食店等には、売上規模に応じ、1日2.5万円から7.5万円支給される見込みです。

なお、時短要請による助成金を受給する場合は、「一時支援金」「月次支援金」の重複受給はできませんので、ご注意ください。

所得拡大促進税制の見直しについて

スタッフ 二本柳 創

令和3年度の税制改正により中小企業における所得拡大促進税制について、適用要件のうち次の見直しが行われました。（所得税についても同様）

適用開始の時期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主は令和4年から令和5年までの各年）からとなります。

1. 通常の適用要件

- ▶ 現行制度では、
継続雇用者給与等支給額（注）が前年比1.5%以上増加し、かつ、
雇用者給与等支給額（企業全体の給与）が前年以上であること、でした。
- ▶ 令和3年度の税制改正により、
雇用者給与等支給額（企業全体の給与）が前年比1.5%以上増加すること、のみとなりました。

2. 上乗せ要件

- ▶ 現行制度では、
継続雇用者給与等支給額（注）が前年比2.5%以上増加していることを前提に、
 - ① 教育訓練費が前年比10%以上増加、または、
 - ② 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること、でした。
- ▶ 令和3年度の税制改正により、
雇用者給与等支給額（企業全体の給与）が前年比2.5%以上増加していることが前提になりました。
 - ①、②の要件に変更はありません。

3. 税額控除額については、現行制度と変わりません。

通常の場合は「給与等支給総額の増加額」の15%、
上乗せの場合は「給与等支給総額の増加額」の25%です。

4. 雇用調整助成金等について現行制度では、増加割合を算出する際に控除しなければなりませんでしたが、令和3年度の税制改正では増加割合を算出する際に控除しないこととなりましたので、注意が必要です。

（注）継続雇用者給与等支給額とは

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であり前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者）に対する適用年度の給与等の支給額

営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の執務時間は12月～5月の間は、9時から18時までです。よろしくお願いたします。バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。